



三、(二) 實施期日 昭和二十三年十二月一日

(一) 價格引下げ措置をとつた理田

六月二十三日物價廳告示第三二九號によつて普通薪の政府買上場所を山元政府指定集荷場所から取扱發転、發港頭としたため、普通薪の補正率を木炭より下けたにも拘らず發駅、發港頭附近に多くある製材工場から副產物として山る要材薪の價格は山薪と同様であつたため採算上著しく有利となつたこと。

(二) 製材薪は燃焼カロリー計算上も一般山薪に比し低いこと。

長尺薪は標準薪に比較して貢容積が少いこと、一木の湾曲等のため空間が多いため、並に生産原價が低いこと。

(三) 製材工場は木材の貿易難及び金融難のため、なるべく副產物としての要材薪の生産量を多くすることが採算上有利なること。

(四) 消費者の導貢刀の低下に應ぜんとすること。

四、今後の配給促進措置

今回製材薪及び長尺薪の價格引下げを機として消費者に價格引下げの趣旨を徹底せしめ且つ配給促進期間を設け最盛需要期に備えて迅速な配給を行うこととする。

五、今後の新生産対策

今回の價格措置は要材薪及び長尺薪のみを対象とし、標準山薪の價格はそのままとした。今後はこの標準山薪を主體として計画生産量の確保を

圖り特に縣外移山薪は特別として標準山薪に限定することとする。